

20
26



健康・スポーツ
コミュニティ
えにわ



第2期 恵庭市 運動・スポーツ 推進計画 (成案)



令和8年3月
夢と健康を育むまち
恵庭市

はじめに

恵庭市では、平成28（2016）年度から10年間にわたり、恵庭市運動・スポーツ推進計画に基づき、「夢と健康を育むまち 健康・スポーツコミュニティ えにわ」の実現に向け、市民の皆様、そしてスポーツ関係団体の皆様とともに、スポーツ振興と健康づくりに取り組んでまいりました。ここに、深く感謝を申し上げます。

この間、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の経験を経て、私たちの健康やスポーツに対する価値観は大きく変化しました。また、全国的には運動部活動の地域展開といった子どものスポーツ環境における大きな転換期も迎えています。

こうした社会情勢の変化と、第1期計画の10年間の取組成果を客観的に評価する中で、本市においては「人に関すること」「仕組みに関すること」「環境に関すること」という、次に取り組むべき3つの大きな課題が明らかになりました。

この度の「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」は、こうした成果と課題を受け止め、第1期計画の理念を堅持しつつ、3つの新たな基本方針のもと、次の10年間の本市のスポーツ推進が目指すべき方向性を示すものです。

スポーツは、人々の心身を健やかに育むだけでなく、世代を超えた交流を生み、地域に活気と一体感をもたらす、まちづくりの根幹をなす力を持っています。この計画の実現には、行政の取組はもとより、市民の皆様やスポーツ関係団体、学校、企業といった、地域を構成する全ての皆様との連携・協働が不可欠です。

本計画が、市民一人ひとりの豊かなスポーツライフを実現し、恵庭市が「夢と健康を育むまち」として、さらに発展していくための、確かな道しるべとなることを心から願っております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。



令和8（2026）年3月
恵庭市長 原田 裕

目 次

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨	1
1 運動やスポーツを取り巻く状況	1
2 国や道の動向	3
3 「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定	4
4 「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議	5
II 計画の視点	6
III 計画の位置づけ	7
IV 計画の期間	8

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念	9
II 基本方針	9
III 計画の体系	10

第3章 基本施策

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり	11
1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実	11
2 子どもの運動機会の確保	13
3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援	14
II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実	15
1 地域スポーツを担う人材の確保・育成	16
2 学校と地域の連携推進	17
III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備	18
1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備	18
2 安全で持続可能な施設管理	19

第4章 計画の推進・進行管理

I 計画の推進	22
II 計画の進行管理	22

【資料】

○（資料1）第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査結果	24
○（資料2）諮問書・答申書	28
○（資料3）恵庭市スポーツ振興まちづくり条例	30
○（資料4）恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会委員名簿	34

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成28（2016）年度から計画開始となった恵庭市運動・スポーツ推進計画（以下「第1期計画」という。）が、令和7（2025）年度をもって10年間にわたる計画期間の満了を迎えます。

この間、市の最上位計画である第5期恵庭市総合計画との整合性を図りながら、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各種施策を推進してまいりました。

この度の第2期計画策定にあたり、第1期計画の10年間の取組について事業評価を実施し、その成果と課題を明確にしました。

本計画は、その評価結果に基づき、また、新たに策定される第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、国や道の動向、そして本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後の本市のスポーツ推進が目指すべき方向性を定めるものです。

1 運動やスポーツを取り巻く状況

(1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係

①生活環境の変化に伴う健康志向への対応

我が国では、少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、健康寿命の延伸は、個人の生活の質（QOL）の向上のみならず、持続可能な社会を構築する上で極めて重要なテーマとなっています。

近年のライフスタイルの変化や、新型コロナウイルス感染症の経験を経て、市民の健康に対する意識は一層高まりを見せています。

また、テレワークの普及など働き方が多様化する中で、運動不足の解消やストレス軽減といった、スポーツが心身に果たす役割への期待は、ますます大きくなっています。

②子どもの運動やスポーツ機会の充実

未来を担う子どもたちの健やかな成長にとって、スポーツは、体力の向上はもとより、社会性や規範意識を育む上でも極めて重要です。

しかしながら、スマートフォンの普及などによる外遊びの機会の減少や、運動習慣のある人とない人の二極化傾向は、本市においても例外ではありません。さらに、国の重要な政策として運動部活動の地域展開が推進されるなど、これまで学校が中心となってきた子どものスポーツ環境は、地域

社会全体で支えていく形へと、大きな転換期を迎えています。

③高齢化に応じた施策の展開

本市においても高齢化が進行する中、高齢期を健康でいきいきと過ごすことは市民全体の願いです。高齢者にとってのスポーツは、単なる健康維持・増進の手段にとどまりません。

仲間との交流による生きがいづくりや、地域社会とのつながりを保つ上でも大きな役割を果たしており、介護予防（フレイル予防）の観点からもその重要性はより一層高まっています。

④地域社会における人と人とのつながり

核家族化や単身世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、地域における人間関係の希薄化が課題となっています。

そうした中で、運動やスポーツは人と人とのつながりを生み出し、楽しさなどを共有することができます。

地域で運動やスポーツに参加することが、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すきっかけとなり、コミュニティづくりにつながる事が期待されています。

⑤スポーツとSDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、世界が直面する課題を解決するための国際社会共通の目標です。スポーツは、このSDGsが掲げる多くの目標の達成に貢献する、大きな可能性を秘めています。

例えば、健康な生活を確保する（ゴール3）、質の高い教育を提供する（ゴール4）、ジェンダー平等を達成する（ゴール5）、人や国の不平等をなくす（ゴール10）、住み続けられるまちづくりを行う（ゴール11）など、スポーツの推進は、単に個人の健康問題にとどまらず、より良い社会を次世代に継承していくための重要な取組であると認識されています。



(2) 「アンケート調査」や「第1期計画の事業評価」から

第2期計画の策定にあたり実施した市民アンケート調査や、第1期計画期間中の事業評価からは、市民のスポーツ活動に関する意識や実態について、様々な手がかりが得られました。

特に、今後の計画を推進する上で取り組むべき本質的な課題として、大きく以下の3点が明らかとなりました。

※アンケート調査に関する内容については、資料1「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査報告書」に掲載しています。

■主な課題

課題Ⅰ…参加の二極化と世代間の谷間という「人」の課題

運動習慣のある人となない人の差が広がり、特に仕事や家事の忙しさを理由に、働き盛り世代の参加が低迷しています。

課題Ⅱ…活動を支える担い手不足という「仕組み」の課題

地域のスポーツ活動は、指導者や団体の役員といった熱意ある個人の力に大きく依存しており、その高齢化と後継者不足が深刻です。

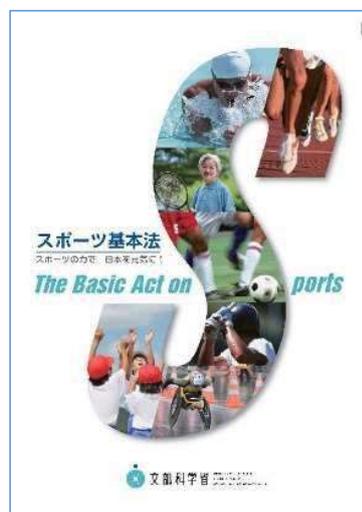
課題Ⅲ…施設の老朽化や情報の点在という「環境」の課題

市民の活動の受け皿となる施設の多くは老朽化が著しく、計画的な対応と財源確保が喫緊の課題であるとともに、スポーツに関する情報は各所に点在し、市民が必要な情報に容易にアクセスできない状況にあります。

2 国や道の動向

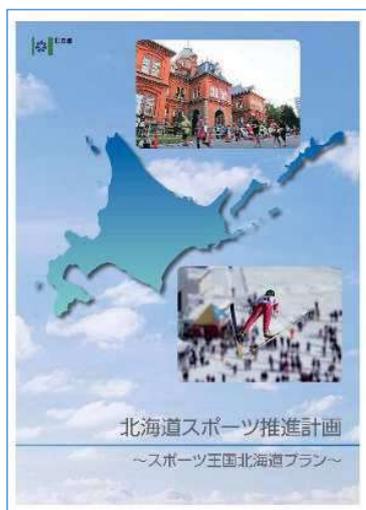
国では、平成22(2010)年に「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」「連携・協働」を基本的な考え方とする「スポーツ立国戦略」が策定され、翌年の平成23(2011)年8月には50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が施行されました。

その前文には、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」などと明記されているほか、国や地方自治体の責務、スポーツ団体の



努力、国をはじめとした関係者の相互の連携・協働、また国において「スポーツ基本計画」を定めること、地方公共団体においてはその「スポーツ基本計画」を参酌して、地方の実情に即したスポーツ推進計画の策定に努めることなどが明記されています。

また、平成24（2012）年3月、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、さらには、国や地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として、「スポーツ基本計画」が策定されました。



そして平成27（2015）年10月には、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、従来取り組んできたスポーツの推進に加えて、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、令和3（2021）年に開催された東京オリンピック・パラリンピック大会など、多数の府省に関連する施策が総合的に推進され、また、令和4（2022）年3月にスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となる基本計画として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

北海道においては、国の「スポーツ基本法」の制定と「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、「第3期北海道スポーツ推進計画」を令和5（2023）年3月に策定し、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、地域活性化等を推進しています。

3 「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定

「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」は、恵庭市議会の全議員からなる「恵庭市議会スポーツ振興議員連盟」が議員提案し、平成26（2014）年11月28日に制定されました。

条例には、その前文にある「スポーツによる健康の維持及び増進」「地域コミュニティづくりとそのための環境整備」「世代等を超えたスポーツ振興及びスポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念を謳うとともに、市民誰もが「夢を抱き、生涯を明るく健康に過ごすこと」を目指したスポーツを活かしたまちづくりの推進を目的に掲げ、市や議員の責務、市民やスポーツ関連団体、事業者の役割についても明記されています。

4 「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議

昭和60（1985）年に決議した「スポーツ都市宣言」は、恵庭市スポーツ振興まちづくり条例の制定に合わせ、平成26（2014）年11月28日に決議され、「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」へと改められました。

「花、水、緑のまち」に住む私たち恵庭市民は、スポーツを愛し、楽しみ、親しみ、元気なまちにすることをめざすとともに、生涯にわたり健康で過ごすため、次の目標を掲げて、ここに「夢と健康を育むスポーツ都市」を宣言します。

1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、スポーツに親しめる環境をつくり、健康でいきいきと暮らすためのたくましい心と身体を育みましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたり進んでスポーツに参加（する・観る・応援する）し、人と人との和を大切にしたい心と友情の輪を広げましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたりスポーツを通じてこの美しい自然環境を感じ、子どもが健やかに育つ明るく豊かなまちづくりをすすめましょう。
1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを愛し、争いのない平和な世界をめざしましょう。

II 計画の視点

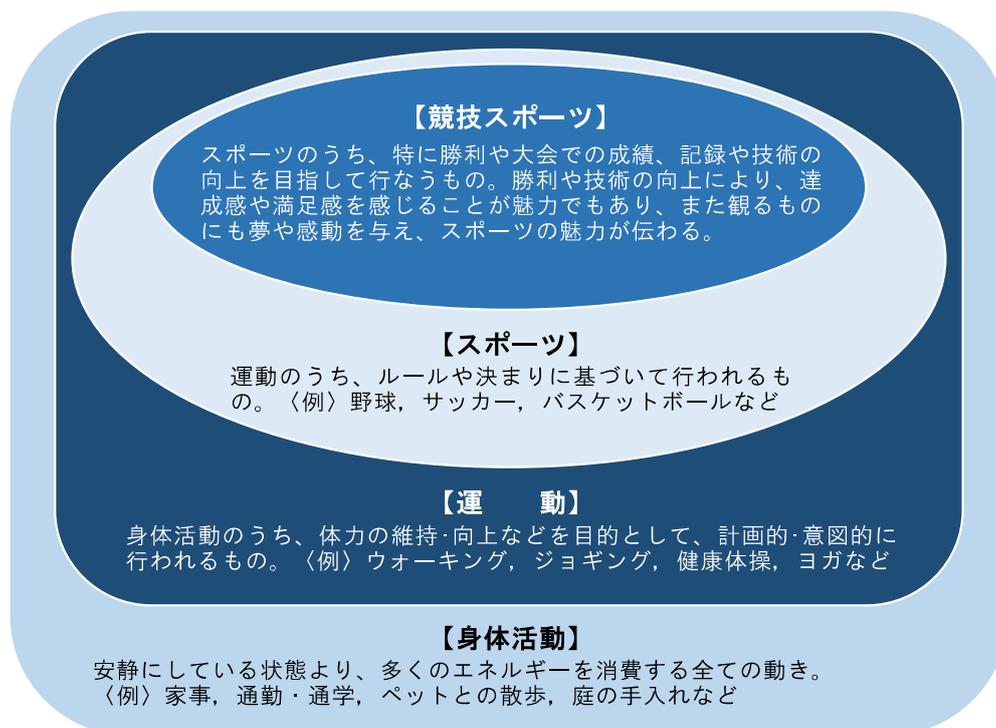
この計画では、第1期計画同様、「スポーツ」という概念を、「運動やスポーツ」という幅の広い活動として捉えています。

一般に「スポーツ」というと、ルールに基づき勝敗や記録を競う「競技スポーツ」と捉える人が多いのが現状のようですが、スポーツを多くの市民がより身近に感じ、「健康づくり」への意識を広げられるよう、スポーツの概念を広く捉えています。例えば、子どもの遊びや学校での体育、散歩や運動不足解消を目的に意識的に通勤手段を徒歩に替える、積極的に階段を利用する、毎朝必ずテレビの体操をするといったことなどもすべて含め、「運動やスポーツ」と表現することとしています。

また、介護予防や生活習慣病の改善などに関連した「運動の重要性」を共通の課題と捉え、異なる部署が相互連携を図り、市民の健康寿命の延伸に効果的な取り組みを引き続き推進します。「運動やスポーツ」は個人の健康で豊かな生活はもとより、コミュニティづくりや人と人をつなぐ機会を生み出し、豊かな人間関係の醸成にもつながります。

この計画では、「運動やスポーツ」を「する」「観る」「応援する」「支える」などの多様な活動を通じて、活力に満ちた恵庭のまちづくりを目指します。

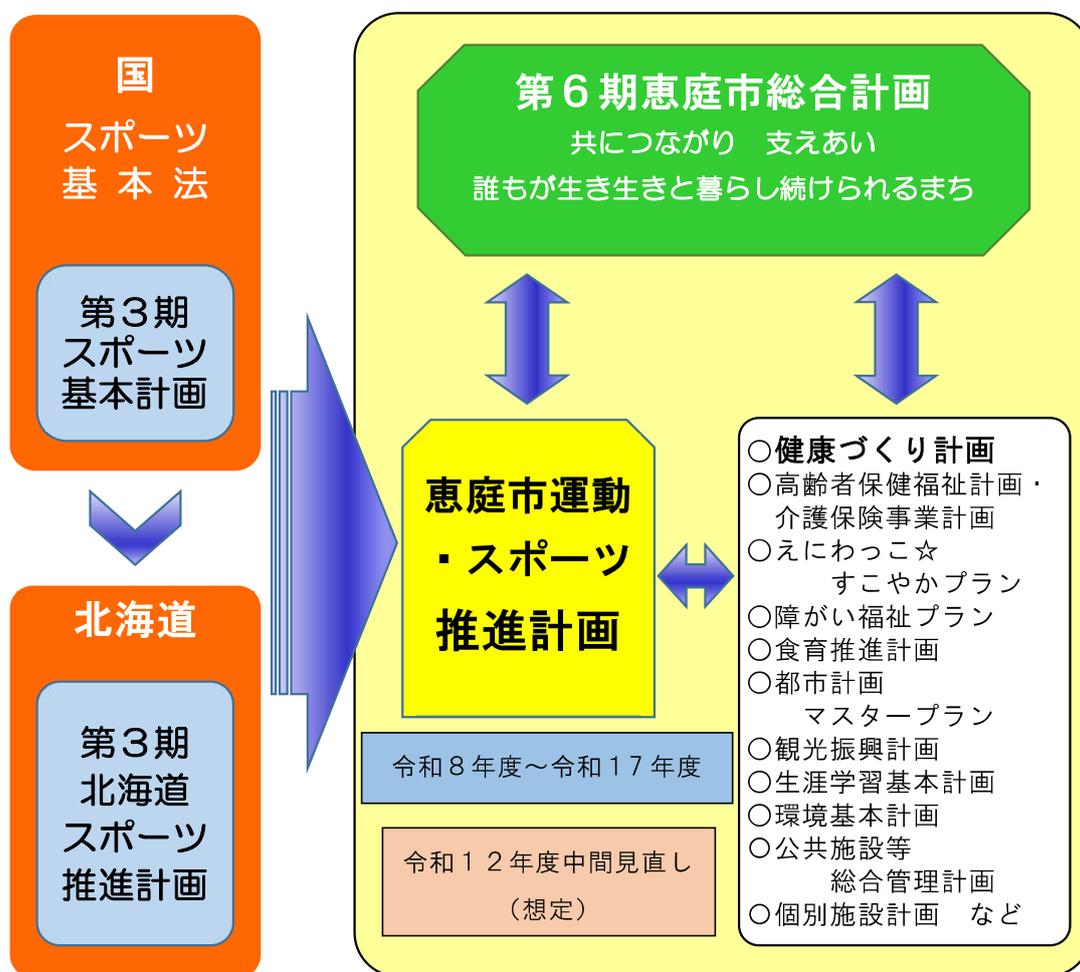
■ 身体活動・運動・スポーツ・競技スポーツの範囲 ■



Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、国において令和4（2022）年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」及び北海道において令和5（2023）年3月に策定された「第3期北海道スポーツ推進計画」を参酌し、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」及び「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」を具現化し、その基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、第6期恵庭市総合計画の基本目標2「共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち」の個別計画として、恵庭市健康づくり計画など、他の関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



IV 計画の期間

計画期間は、令和8（2026）年度～令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化を鑑み、計画期間の中間年度である令和12（2030）年度を目途に、計画の見直しを想定しています。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
恵庭市総合計画基本構想（10年）									
実施計画（1次）									
	実施計画（2次）								
		実施計画（3次）							
			実施計画（4次）						
						実施計画（5次）			
				見直し想定					
第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画（10年）									

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

本計画が目指す理念は、次のとおりです。

夢と健康を育むまち
～ 健康・スポーツコミュニティ えにわ ～

本計画は、市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」実現のため「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを通じた活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定められたもので、第2期計画においても、この理念を継承します。

II 基本方針

本計画の実現に向け、第1期計画の評価によって明らかとなった課題を解決するため、以下の3つの基本方針をもって、施策の推進を図ります。

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

Ⅲ 計画の体系

Ⅰ 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

- (1) 働き盛り世代への参加支援
- (2) 運動やスポーツのきっかけづくり

2 子どもの運動機会の確保

- (1) 幼児期の運動習慣づくり
- (2) 学齢期の体力向上支援

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

- (1) 介護予防（フレイル予防）活動の推進
- (2) 多様なきっかけづくりの提供

Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

- (1) 指導者・ボランティアへの支援充実
- (2) 地域スポーツ活動の振興と支援

2 学校と地域の連携推進

- (1) 運動部活動の地域展開
- (2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

- (1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実
- (2) 既存施設の有効活用と利用促進

2 安全で持続可能な施設管理

- (1) 計画的な施設の維持管理
- (2) 新たなスポーツニーズへの対応

第3章 基本施策

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

少子高齢化が進行する社会において、市民一人ひとりが健康で自立した生活を長く送るためには、高齢期を迎える前から、日常的に運動やスポーツに親しむこと等によって、健康の維持や体力の向上を図ることが大切です。

また、健康が保たれることによって、医療費や介護費抑制などの効果も大いに期待できます。

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動やスポーツを行う頻度が増加傾向にあるなど、市民の健康意識の高まりが見られました。

一方で、運動をしたくても仕事や子育てなどを理由に機会に恵まれない人も多く、運動習慣のある人とない人の二極化が進行していることが課題として明らかになりました。

さらに、本方針の理念に掲げる「誰もが参加できる」という視点からは、こうした世代間の課題に加え、障がいの有無という特性にも配慮した環境づくりが求められます。

このことから、本方針では、第1期計画の成果を継続・発展させるとともに、これらの課題解決に向け、市民全体の健康水準の底上げを図るため「誰もがスポーツに親しむ機会の充実」、生涯にわたる健康の基礎を育む「子どもの運動機会の確保」、健康寿命の延伸につながる「高齢者の自主的な健康づくりの継続支援」を3つの柱とし、切れ目のない健康・スポーツ活動を総合的に推進します。

人々の健康は、自ら作り守ることを基本としながらも、個人のみならず、社会全体で共に支え取り組むことが、まち全体の活力につながります。

本方針に掲げる施策を通じて、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を実現できるよう取り組んでまいります。

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動不足を感じている市民が約8割にのぼる一方、実際に週1回以上運動している市民も高い割合を維持しており、市民の健康やスポーツへの関心の高さがうかがえます。

しかし、仕事や家事が忙しいことを理由に、運動やスポーツをしたくてもできないと感じている市民も少なくありません。

特に、これまで本市のスポーツ施策のアプローチが課題となっていた、子育て世代や働き盛り世代といった層の低い参加率が、運動習慣の二極化の大きな

要因となっています。

市民誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむ社会を実現するためには、こうした世代間の谷間を埋め、障がいの有無という特性にも配慮し、ライフスタイルや価値観が多様化する現代において、一人ひとりが自分に合った形でスポーツと関われる環境を整えることが不可欠です。

そのため本施策では、これまでアプローチが難しかった層に対し、スポーツへの関心を高めるきっかけづくりと、多忙な中でも参加しやすいライフスタイルに合わせた支援を両輪とし、市民一人ひとりが、それぞれの形でスポーツと関わることのできる、多様な選択肢の充実に努めます。

(1) 働き盛り世代への参加支援

仕事や子育てで最も多忙な働き盛り世代のスポーツ参加率の低迷は、市民アンケート調査でも明らかになっており、課題となっています。

運動やスポーツへの関心はあっても、時間や場所の制約によって参加できていない実態があることから、この世代に対しては、これまでのアプローチに捉われない参加機会の働きかけが必要です。

そのため、市内事業所と連携する職域での働きかけや、ICT（＝SNS等の情報通信技術）を活用し、ライフスタイルに合わせた参加支援を推進します。

また、子育て世代に対しては、結果として親自身の運動機会や健康づくりにもつながるという視点から、これまで子育て支援施設で実施してきた子どもとふれあう遊びや運動を継続し、親子で気軽に参加できる機会の充実に図ります。

【主な取組】

職域における健康づくりの推進
ICT等を活用した運動やスポーツの情報提供
多様なライフスタイルに対応した運動やスポーツ機会の充実
親子で遊びや運動に親しむ機会の充実

(2) 運動やスポーツのきっかけづくり

運動をする人と運動をしない人の二極化を解消するため、運動やスポーツを新たに始める・再開することに対する多様なきっかけづくりを行います。

具体的には、健診などの機会を活用し、個々の健康状態に合わせた運動参加のきっかけとなる情報提供や、各種スポーツイベントの情報を紹介するこ

と等を推進します。

【主な取組】

健康づくりにおける運動やスポーツ参加の促進
誰もが気軽に参加できる多様な運動やスポーツ機会の充実
効果的な情報発信による継続的な普及啓発

2 子どもの運動機会の確保

子どもたちが、生涯にわたって心も体もいきいきとたくましく成長していくためには、それらを支える基盤となる健康や体力が必要です。

そのためにも、幼児期のうちから保育施設や学校、子育て支援施設において楽しく体を動かす習慣を身につけるとともに、健やかな体を育む食育について推進し、健康的な生活習慣の確立を目指します。

(1) 幼児期の運動習慣づくり

幼児期は生涯にわたる健康な体と心の基礎を育む、最も重要な時期です。これまで子育て支援施設において評価の高かった親子エクササイズなどを継続するとともに、保育施設やその他事業においても、多様な遊びや食育による健やかな体づくりを通じて、子どもたちが楽しみながら自然と体を動かす習慣を身につけられるよう支援します。

【主な取組】

幼児期における身体活動の基礎づくり
食育を通じた身体活動の促進

(2) 学齢期の体力向上支援

道内の子どもたちの体力が全国平均に比べて低いという課題に対し、学校体育の充実の他、地域においても、運動が苦手な子も楽しめるレクリエーション活動などを通じて、子どもたちの体力向上と、運動の成功体験を育む機会を確保します。また、その基盤となる体をつくるため、学校給食を通じた食育の面からも、体力向上を支援します。

【主な取組】

多様な運動やスポーツを体験する機会の提供

スポーツ少年団等の地域スポーツ活動の支援

子どもの夢や意欲の醸成につながるプロスポーツチームやトップアスリート等との連携

学校給食における食育の推進

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

生活習慣病予防や介護予防（フレイル予防）においても、運動やスポーツが有効策のひとつとなっていることから、運動やスポーツを始めるための工夫を充実させることで、意識の啓発を図ります。

（1）介護予防（フレイル予防）活動の推進

これまで大きな成果を上げた住民主体の介護予防体操（いきいき百歳体操）を今後も安定して継続できるよう、活動を支えるサポーターの養成や、新たなグループの立ち上げ支援などを継続し、活動の輪をさらに広げます。

【主な取組】

住民主体の介護予防活動の継続支援

活動の担い手となる人材の養成等の推進

（2）多様なきっかけづくりの提供

いきいき百歳体操のようなこれまでの活動のみならず、高齢者がスポーツを始めるきっかけとなる多様なイベントを提供し、健康の維持・増進や生きがいづくりへ繋がられるように努めます。

【主な取組】

高齢者の健康増進と生きがいにつながる多様な活動機会の提供

自らの健康や体力状態に関心を持つきっかけづくり

II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

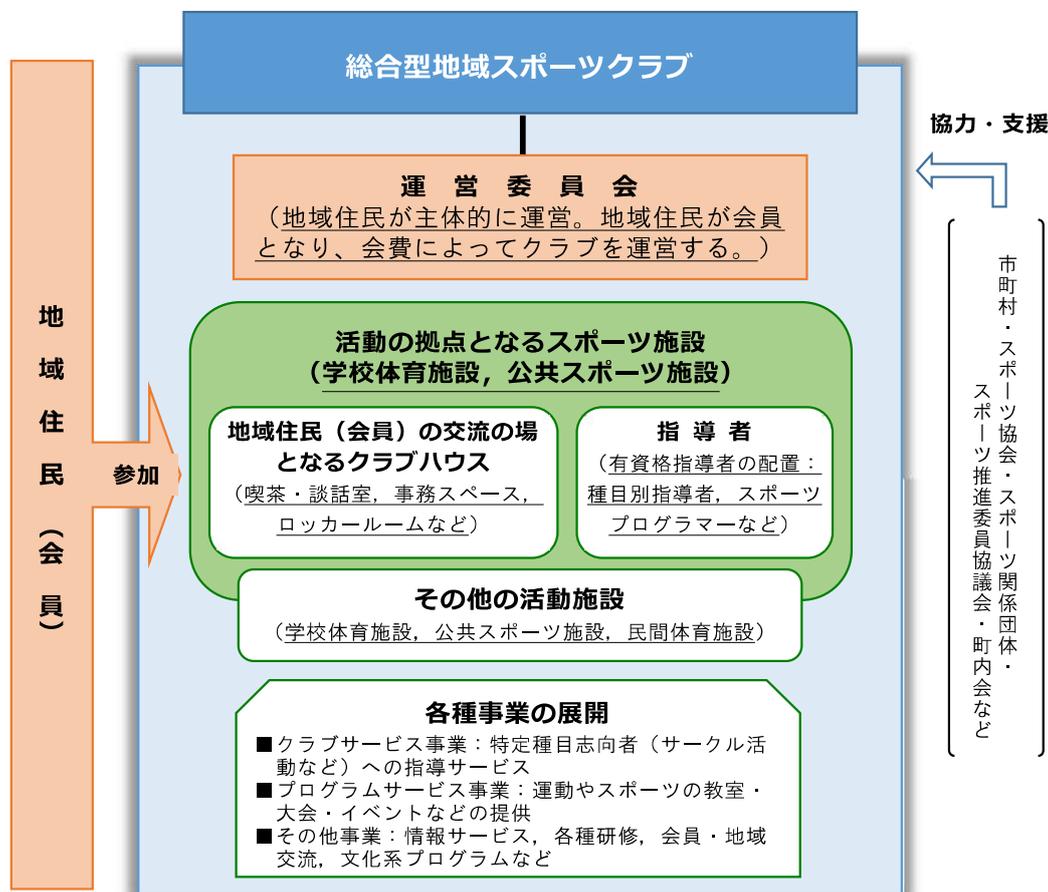
市民の運動やスポーツ活動を推進するためには、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、気軽に、さらには継続して取り組むことができるよう活動を支える環境づくりが不可欠です。

運動やスポーツは、基本理念の思いにもあるように、個人の健康増進にとどまらず、世代を超えた市民の交流を促し、地域における人と人とのつながりを育むコミュニティ形成の中核を担う可能性を秘めています。

本市のスポーツ活動は、その多くがスポーツ協会をはじめとし、各種競技団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、そしてスポーツ推進委員といった熱意ある団体・個人によって支えられています。

これらの団体や人材は、市民の多様なスポーツニーズに応える上で欠かすことのできない本市の貴重な財産となっていますが、第1期計画の評価により高齢化や後継者不足等の理由による次代の担い手不足という課題は、今後の運動部活動の地域展開も見据えた際に本市のスポーツ推進における持続可能性を揺るがしかねない重要な課題です。

このことから、本方針では活動の主体となる人材の確保・育成と、今後の社会変化に対応するための学校と地域の連携推進を両輪とし、誰もが安心してスポーツ活動を支え合う、持続可能な仕組みの充実に努めます。



1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

地域のスポーツ活動は、各種団体を運営する役員や、現場で指導にあたる指導者、イベントを支えるボランティアといった、熱意ある方々に支えられています。しかし、第1期計画の評価からは、こうした方々の高齢化や後継者不足が、地域スポーツの持続可能性を揺るがしかねない重大な課題であることが明らかになりました。

そのため、本施策では、スポーツを支える方への支援を強化し、次代の担い手を確保・育成するための仕組みづくりに取り組めます。

(1) 指導者・ボランティアへの支援充実

本市のスポーツ活動は、現場で指導にあたる指導者や、大会運営などを支えるボランティアといった、多くの市民の力によって成り立っています。こうした方々が、やりがいを持って活動を継続できるよう、資格取得への助成や資質向上に繋がる研修機会の提供を継続するとともに、活動を希望する方と人材を求める団体との円滑な連携を支援します。

【主な取組】

スポーツ指導者の養成・確保と資質向上への支援
スポーツボランティアの育成と活動機会の充実

(2) 地域スポーツ活動の振興と支援

本市のスポーツ活動は、スポーツ協会やスポーツ少年団といった、地域の活動の中核を担う各種団体によって支えられています。市民の多様なスポーツ機会を確保するためにも、これらの団体が円滑かつ安定的に運営を続けられることが重要です。そのため、各団体との連携を密にし、その自主性を尊重しながら、運営に関する情報提供や相談対応など、活動を側面から支援します。

【主な取組】

地域スポーツ団体との連携強化と育成・支援
スポーツで活躍する個人・団体への支援と応援機運の醸成

2 学校と地域の連携推進

学校は、体育の授業や運動部活動を通じて、子どもたちの心身の健全な発達を支える、スポーツ振興における極めて重要な拠点です。

近年、全国的に推進されている運動部活動の地域展開は、学校スポーツのあり方を大きく変えるものであり、これは学校に限った課題ではなく、地域全体で向き合うべきテーマです。

本施策では、学校と地域が手を取り合って子どもたちを育む、新たな連携体制の構築を目指します。

(1) 運動部活動の地域展開

全国的な課題である中学校の運動部活動の地域展開について、本市の実情に即した、持続可能で望ましい形はどのようなものか、先進事例の調査や、学校・地域団体・保護者など関係者の意見交換を通じて推進を図ります。

【主な取組】

国・道の動向を踏まえた運動部活動の地域展開の推進

関係者間の連携による推進体制の構築

(2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

部活動のみならず、全ての子どもたちが関わる体育の授業と、地域のスポーツ活動とが連携することで、子どもたちのスポーツへの興味・関心を高め、また、運動能力の向上を図ります。

【主な取組】

地域のスポーツ資源を活用した学校における体育活動の充実

学校と地域のスポーツ関係者による連携の推進

Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

市民誰もが、運動やスポーツを「する・観る・応援する」など多様な形で親しみ、継続して取り組むためには、活動のきっかけとなる情報にいつでも触れることができ、興味・関心を持てる機会があることが必要です。

また、実際に活動を「する」上ではもちろん、「観る」「応援する」上においても、身近で安全に、そして快適に運動やスポーツを楽しむことのできる施設環境が望まれます。

第1期計画の評価からは、スポーツに関する情報が分散し探しにくいことや、施設の老朽化が進行していることなど、市民を取り巻く環境面での課題があらためて明らかになりました。

そのため本方針では、市民が「する・観る・応援する」といった多様な形でスポーツを親しみ、その恩恵を享受できる豊かな環境づくりを目指します。

具体的には、プロスポーツチーム等との連携から、市民が一体となって応援できる機会を設けることや、魅力的な情報発信に努めます。

さらには、これまで取り組んできた近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携を継続するのみならず、拡大も図ります。

加えて、学校施設を含む既存施設の有効活用を推進するとともに、スポーツ施設の計画的な維持管理や、今後の社会情勢の変化等を見極め、必要に応じて施設の再編についても取り組みます。

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

市民がスポーツに親しむためには、「する」のみならず、「観る」「応援する」といった多様な関わり方ができる環境が不可欠です。トップレベルの競技を観戦する体験は、スポーツへの関心を高め、自ら体を動かすきっかけにもなります。

第1期計画の評価から「する」ための情報発信のあり方や、「観る」「応援する」ための機会づくりのさらなる推進の必要性、そして活動の受け皿となる施設活用のあり方についての課題が見えてきました。

そのため、本施策では、市民が「する・観る・応援する」側面からスポーツの魅力に触れられるよう、情報提供を行うとともに、施設の運営を支援します。

(1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実

スポーツに親しむきっかけは、「する」のみならず、「観る」「応援する」といった、多様な関わりの中にあります。

トップレベルのプレーを間近で観戦することや、チームを応援する体験は、スポーツの関心を高め、自ら体を動かす意欲を育む大きな原動力となります。

このことから、「どんなスポーツ教室があるかわからない」、「どこで活動できるか探しにくい」という「する」側と、「いつどこで大会があるかわからない」という「観る」「応援する」側の課題を共に解消するため、効果的な情報発信や、プロスポーツチームと連携する等、機会の充実を図ります。

【主な取組】

スポーツを始めるきっかけとなる効果的な情報発信の推進

アスリートやチームを応援する機会の充実

(2) 既存施設の有効活用と利用促進

市民の貴重な財産であるスポーツ施設を、より多くの方に有効利用してもらうため、利用率の低い時間帯の新たな活用策を検討することや、安定した学校施設の開放事業を継続するなど、施設の安定的な稼働に取り組むとともに、近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携の継続・拡大を図ります。

【主な取組】

学校体育施設の効果的な開放の推進

利便性の高い施設利用環境の整備

2 安全で持続可能な施設管理

施設のハード面を、将来に亘りどう維持していくかは、本市のスポーツ環境における最重要課題の一つです。多くの施設で老朽化が進む中、市民が安全に利用できるよう、計画的な点検や補修を着実に取り組みます。

また、時代の変化とともに生まれる、新たなスポーツニーズの対応に努めます。

(1) 計画的な施設の維持管理

市民が安全・快適にスポーツ活動を行うためには、その基盤となる施設の適切な維持管理が不可欠です。本市のスポーツ施設は人口増加期に整備されたものが多く、築年数が経過しているため、今後も大規模な改修や更新の時

期を迎えることが想定され、将来的な財政負担の増大が懸念されています。

こうした課題に対応するため、本市では、施設の長寿命化を図るのみならず、将来の人口減少や市民ニーズの変化、さらには、近年の気候変動による影響なども総合的に勘案し、中長期的な視点から、本市全体のスポーツ施設の最適な配置やあり方に関する検討を推進します。

また、利用者の安全確保を最優先とし、将来世代への負担を平準化することも視野に入れ、持続可能な施設管理のあり方を目指します。

【主な取組】

市民が安全・安心に利用できる施設環境の確保

市民ニーズや社会情勢の変化に応じた施設維持管理の推進

(2) 新たなスポーツニーズへの対応

スポーツに対する市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、従来の競技スポーツにとどまらず、スケートボードやボルダリングなどのアーバンスポーツ、さらにはeスポーツといった、個人のスタイルで楽しむ新しいスポーツへのニーズが、特に若い世代を中心に高まりを見せています。

これらの新しいスポーツは、既存の体育施設では活動が難しい場合が多く、高まる市民ニーズに対して、活動環境が十分に対応しきれていないという新たな課題も生まれています。

本項目では、このような新しいスポーツへのニーズや活動実態について、まずは的確に把握することに努めます。その上で、先進自治体の事例なども参考にしながら、本市の実情に即した環境整備のあり方についての検討をします。

【主な取組】

多様化するスポーツニーズの的確な把握

新たなスポーツ活動に対応した環境整備の推進

【基本施策一覧】

基本理念	基本方針	基本施策			
		大項目	中項目	主な取組	
夢と健康を育むまち 健康・スポーツ コミュニティ えにわ	Ⅰ 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり	1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実	(1) 働き盛り世代への参加支援	職域における健康づくりの推進	
				ICT等を活用した運動やスポーツの情報提供	
				多様なライフスタイルに対応した運動やスポーツ機会の充実	
				親子で遊びや運動に親しむ機会の充実	
		2 子どもの運動機会の確保	(2) 運動やスポーツのきっかけづくり	健康づくりにおける運動やスポーツ参加の促進	
				誰もが気軽に参加できる多様な運動やスポーツ機会の充実	
				効果的な情報発信による継続的な普及啓発	
				(1) 幼児期の運動習慣づくり	幼児期からの身体活動の基礎づくり
				食育を通じた身体活動の促進	
	3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援	(2) 学齢期の体力向上支援	(1) 介護予防（フレイル予防）活動の推進	住民主体の介護予防活動の継続支援	
				活動の担い手となる人材の養成等の推進	
				高齢者の健康増進と生きがいにつながる多様な活動機会の提供	
			(2) 多様なきっかけづくりの提供	自らの健康や体力状態に関心を持つきっかけづくり	
				スポーツ指導者の養成・確保と資質向上への支援	
				スポーツボランティアの育成と活動機会の充実	
	Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実	1 地域スポーツを担う人材の確保・育成	(1) 指導者・ボランティアへの支援充実	地域スポーツ団体の連携強化と育成・支援	
				スポーツで活躍する個人・団体への支援と応援機運の醸成	
		2 学校と地域の連携推進	(2) 地域スポーツ活動の振興と支援	(1) 運動部活動の地域展開	国・道の動向を踏まえた運動部活動の地域展開の推進
					関係者間の連携による推進体制の構築
				(2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進	地域のスポーツ資源を活用した学校における体育活動の充実
					学校と地域のスポーツ関係者による連携の推進
Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備	1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備	(1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実	スポーツを始めるきっかけとなる効果的な情報発信の推進		
			アスリートやチームを応援する機会の充実		
			学校体育施設の効果的な開放の推進		
			利便性の高い施設利用環境の整備		
	2 安全で持続可能な施設管理	(2) 既存施設の有効活用と利用促進	(1) 計画的な施設の維持管理	市民が安全・安心に利用できる施設環境の確保	
				市民ニーズや社会情勢の変化に応じた施設維持管理の推進	
(2) 新たなスポーツニーズへの対応	(1) 計画的な施設の維持管理	(2) 新たなスポーツニーズへの対応	多様化するスポーツニーズの的確な把握		
			新たなスポーツ活動に対応した環境整備の推進		

第4章 計画の推進・進行管理

I 計画の推進

本計画の基本理念である「夢と健康を育むまち 健康・スポーツコミュニティえにわ」の実現に向けては、行政にとどまらず、市民一人ひとりをはじめ、スポーツ関係団体、学校、企業等が、それぞれの役割と責務を果たしながら、相互に連携・協力し、市全体でスポーツを推進していくことが不可欠です。

本市では、本計画に掲げた施策を推進するにあたり、連携の中核としての役割を担い、関係各課が緊密な連携を図ることで、総合的な進行管理に努めます。また、市の最上位計画である第6期恵庭市総合計画や、その他関連計画との整合性を図りながら、効果的・効率的に施策を展開します。

II 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」第16条に基づき設置されている「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」（以下「審議会」という。）において、計画の進捗状況を定期的に報告し、検証及び評価を受けます。また、審議会における議論を通じて、市民目線での評価や、専門的な知見からの助言をいただき、施策の改善に繋げていきます。

また、審議会からの意見や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行いながら、P l a n（計画）・D o（実行）・C h e c k（評価）・A c t（改善）のP D C Aサイクルによる着実な進行管理に努めます。

また、計画期間の中間年度である令和12（2030）年度を目途に、市民アンケート調査を実施する等から、計画全体の進捗や市民ニーズの変化を改めて評価・検証し、計画後半の取組へと着実に活かしていきます。

【成果指標】

成 果 指 標	数 値 目 標	
	現 状	目 標 (中間年度)
健康である・どちらかといえば健康であると 感じている人の割合 * 1	78.3%	
成人が運動やスポーツを週1回以上実施 している人の割合 * 1	75.7%	
成人が運動やスポーツを週3回以上実施 している人の割合 * 1	40.6%	
散歩やウォーキングなどを行っている人 の割合 * 1	51.6%	
スポーツボランティアを行っている人の 割合 * 1	5.3%	
全国大会等出場者の拡充 * 2	申請件数114件 延べ566名	

* 1 令和6年度運動・スポーツに関するアンケート調査（恵庭市）より。

* 2 令和6年度全国大会等派遣費補助金交付実績より。

恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査 報告書概要版

I 調査概要

1. 調査の目的（本編P1）

本調査は、「恵庭市運動・スポーツ推進計画」の次期計画策定に向け、市民の運動・スポーツに関する実施状況や考え方、ニーズ等を把握することを目的に実施した。

2. 実施概要

①調査対象	16歳以上の市民 2,000人 を無作為抽出
②調査期間	令和6年9月1日～9月30日
③調査方法	郵送およびWEB回答（Google フォーム）
④回収数	714件（郵送：504件 WEB：210件）
⑤有効回収数	713件（郵送：504件 WEB：209件）※
⑥有効回収率	35.7%

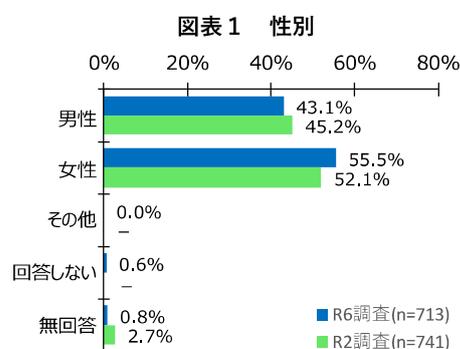
※WEB回答のうち、同じ回答者からの重複回答のため1件無効とした

II 調査結果

1. 回答者の属性

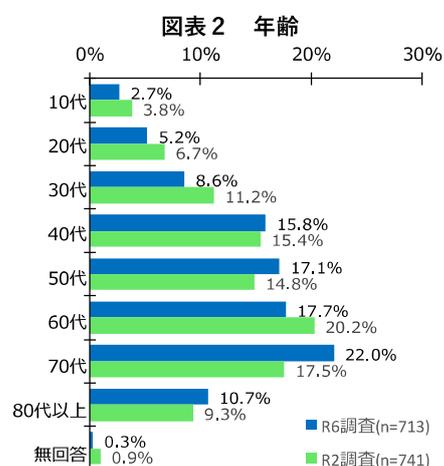
(1) 性別（本編P3）

- 回答者は女性が55.5%、男性が43.1%で、女性の方が多い。
- 前回調査（R2）よりも、女性は3.4ポイント増加、男性は2.1ポイント減少となっている。



(2) 年齢（本編P3）

- 年齢は70代（22.0%）が最も多い。
- 全体的に40代以上の中年層・高年層で8割以上を占めている。
- 前回調査よりも、40代、50代、70代、80代の回答者が増加しており、10代から30代と60代は減少している。



2. 運動・スポーツの実施状況

(1) 実施状況 (本編 P9)

- 直近1年間に運動・スポーツを実施した回答者は53.9%となっている。
- 健康状態別にみると、「健康である」で7割程度、「どちらかといえば健康である」で5割程度の回答者が運動・スポーツを実施している。
- 実施頻度は、「週3日」以上が40.6%であり、定期的な実施者が一定数を占めている。(図表省略)
- 運動・スポーツを実施した回答者384人の6割程度が、コロナ禍以前と比べて運動・スポーツに取り組む時間に対して変わらないと回答している。

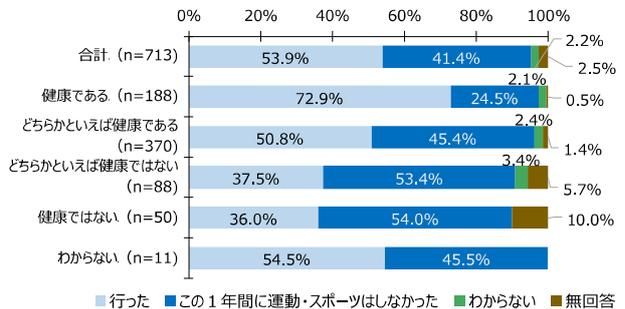
(2) 実施した運動・スポーツの種目 (本編 P11)

- 実施した種目は、「ウォーキングや散歩など」が51.6%と過半数を占めている。
- その他、1割以上を占めているのは、「体操」、「ランニング・ジョギング」、「器具や機械などを使った運動やトレーニング」、「自転車・サイクリング」、「ゴルフ」である。

(3) 運動・スポーツをしない理由 (本編 P20)

- 直近1年間で運動・スポーツを実施していない回答者295人の6割程度が「運動やスポーツをしたかったができなかった」と回答している。
- その主な理由は、「仕事や家事が忙しくて時間がとれないから」(50.0%)、「きっかけがなかったから」(26.1%)、「仕事や家事の疲れから」(21.3%)である。(図表省略)

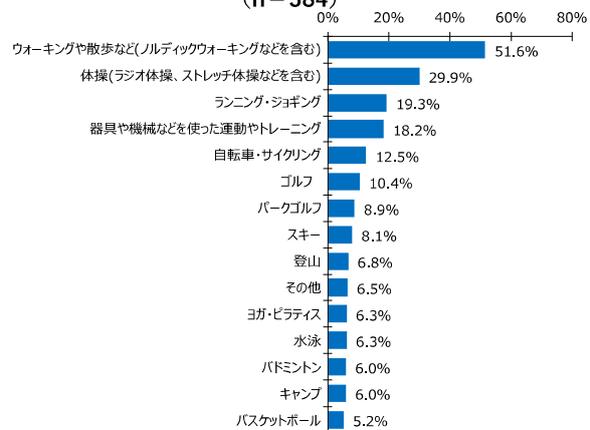
図表3 直近1年間の実施状況 (健康状態別)



図表4 コロナ禍による変化 (n=384)



図表5 実施した運動・スポーツ上位15種目 (n=384)



図表6 運動・スポーツをしない理由 (n=295)



3. 運動・スポーツに関する環境整備

(1) 必要だと思う運動・スポーツ施設

(本編 P15)

- 運動・スポーツを実施した回答者 384 人が必要だと思う施設は、「温水プール」が 38.0%、「体育館」が 25.5%を占めている。
- 主な理由としては、「温水プールがないから」、「千歳市民プールが遠くて不便」、「体育館が無くなったから」などであった。

(2) プロスポーツの誘致希望 (本編 P30)

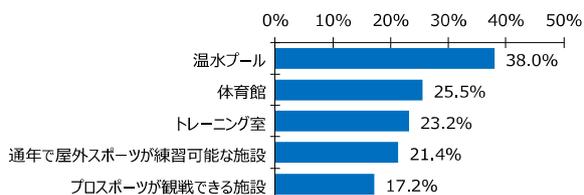
- プロスポーツの誘致を望む回答者は 53.6%となっている。
- スポーツ観戦の関心別にみると、「関心がある」6割程度が「誘致を望む」に対し、「関心がない」は3割弱と、スポーツ観戦の関心度によって誘致希望に差異がある。

(3) 運動・スポーツの催しについて

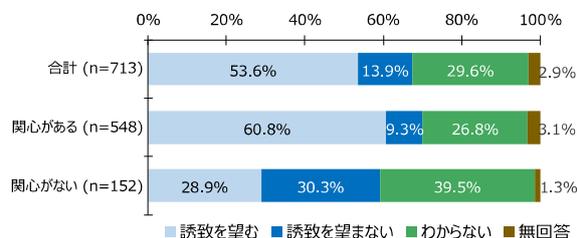
(本編 P21)

- 直近 1 年間の運動・スポーツの催しの参加状況は、「参加していない」が 9割程度となっている。
- 参加しない主な理由は、「興味がないから」(23.8%)、「時間がないから」(20.4%)、「催しがあることを知らなかったから」(20.2%)である。(図表省略)

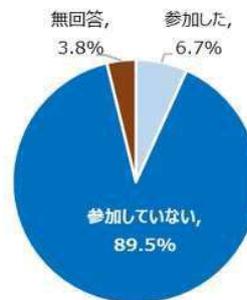
図表 7 必要だと思う施設上位 5 項目 (n=384)



図表 8 プロスポーツの誘致希望 (スポーツ観戦の関心別)



図表 9 直近 1 年間の催しの参加状況

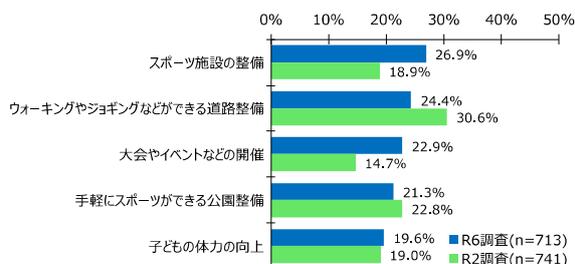


4. 恵庭市の今後の取組み

(1) 取組みに対する期待 (本編 P 33)

- 恵庭市に期待する取組みについては、「スポーツ施設の整備」が 26.9%であり、前回調査よりも 8.0 ポイント増加している。
- 次点の「ウォーキングやジョギングなどができる道路整備」(24.4%)は前回調査よりも 6.2 ポイント減少している。

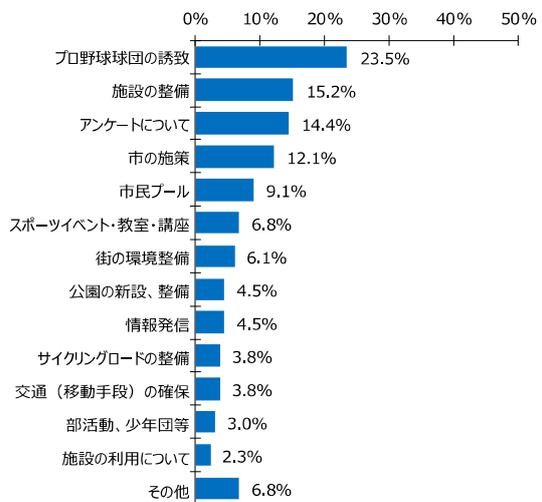
図表 10 取組みに対する期待上位 5 項目



5. 自由意見（本編 P34）

- 自由意見については、回答者 713 人のうち 132 人（18.5%）の記入があった。
- 記載内容をもとに 14 項目に分類すると、「プロ野球球団の誘致」が 23.5%と最も多く、次いで「施設の整備」が 15.2%であった。
- 「プロ野球球団の誘致」の記載内容は、日本ハムファイターズの 2 軍誘致に対する期待や希望が大多数を占めている。

図表 1 1 自由意見（n=132）



恵保健第 号
令和8年 月 日

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会
会長 石 山 豊 様

恵庭市長 原 田 裕

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画について（諮問）

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画の策定について、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則第2条の規定に基づき諮問します。

記

1. 諮問要旨
本市では、平成28年度に恵庭市運動・スポーツ推進計画を策定し、市民の健康づくりやスポーツ振興に取り組んでまいりましたが、本計画は令和7年度をもって10年間の期間満了を迎えます。
つきましては、これまでの取り組みの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の本市におけるスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画を策定したく、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和8年 月 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会
会 長 石 山 豊

恵庭市運動・スポーツ推進計画について（答申）

令和8年 月 日付け恵保健第 号で諮問のありました「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」の策定について、当審議会では慎重に審議を行い、本計画の策定について下記の通り答申します。

記

（答申の内容）

当審議会に対し、諮問を受けた「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」の策定について、10年に及ぶ現行計画の施策や事業の進捗状況、市民アンケート調査結果、社会情勢の変化を踏まえ慎重に審議した結果、内容とおり策定することが適当であると認めましたので、答申します。

恵庭市スポーツ振興まちづくり条例

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える文化です。

また、花・水・緑のまち恵庭に暮らす市民がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出します。

これらを踏まえ、恵庭市は、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現を目指します。

そのため、市は誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、団体の垣根、世代等を超えてスポーツを振興するとともに、スポーツを活かした活力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ振興によるまちづくりを総合的に進めるための施策を明らかにすることにより、市民等の誰もが夢を抱き、生涯を明るく健康で過ごすことができる活力あるまち「えにわ」の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによります。

- (1) 市民等 市内に居住し、通学若しくは通勤する者又は本市が推進するスポーツ振興のまちづくりに賛同し、及び協力する個人をいいます。
- (2) 市 市長及び教育委員会をいいます。
- (3) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関連した活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除きます。）をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者（スポーツ関連団体を除きます。）をいいます。
- (5) スポーツ振興 まちづくりの広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを通して健康で活力ある地域社会を形成することをいいます。
- (6) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること若しくは学ぶこと又

はこれらの活動を支援することをいいます。

- (7) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興のまちづくりの推進に寄与する財産をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、前文にある、スポーツによる「健康の維持及び増進」、「地域コミュニティづくり」、そのための「環境整備」、「世代等を超えたスポーツ振興」及び「スポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念にのっとり、本市の特性に応じた施策を総合的に策定するとともに、この条例の目的が真に達成されるよう、スポーツに関する取り組みをスポーツ振興担当部に限定せず、部を横断して計画的に推進しなければなりません。

2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、当該団体と協働して適切に環境整備を行わなければなりません。

3 市は、スポーツを「する」だけのものではなく、「観たり、応援したり」といった市民等が参画しやすい環境を整備し、多世代が交流できるコミュニティづくりを支援するとともに、適切に広報を行わなければなりません。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、一人一人ができる範囲で、スポーツ関連活動に関わることを考え、行動することで、市民等の誰もが夢を抱き、「えにわ」を元気なまちにするよう努めるものとします。

2 市民等は、幼いころから身体を動かす習慣を身につけ、生涯にわたり健康を維持できるよう努めるものとします。

3 市民等は、スポーツを「する」だけではなく、「観たり、応援したり」する等スポーツに関心を持ち、世代を超えてコミュニティに参加するよう努めるものとします。

(スポーツ関連団体の役割)

第5条 スポーツ関連団体は、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しながら、スポーツ関連活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツに対する市民等の関心及び理解を深め、市民等のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとします。

2 スポーツ関連団体は、他の競技団体とも協働して、スポーツ全体の魅力を発信し、「観たり、応援したり」できる環境を整えるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らがスポーツ関連活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として自主的なスポーツ活動の実施及び支援を行うことにより、スポーツ振興及び地域の活性化を促進するよう努めるものとします。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民等が生涯にわたり健康でいられるよう、その実現に向け、一人一人が日ごろから研さんするとともに、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えるため積極的に提案しなければなりません。

(生涯スポーツの推進)

第8条 市は、市民等が生涯にわたり、体力、年齢、技術等に応じたスポーツを継続的に親しむことができるよう、スポーツに参加する機会及びスポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとします。

(地域の活性化の推進)

第9条 市は、地域において世代を超えた人々の交流が促進され、地域の活性化及び人々の連帯感並びに協働意識の向上を図るため、地域のスポーツ関連活動への支援その他必要な施策を講ずるものとします。

(子どもの体力向上及びスポーツ関連活動の充実)

第10条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携等の必要な施策を講ずるものとします。

(障がい者スポーツの促進)

第11条 市は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障がい者のスポーツ活動を促進するために必要な施策を講ずるものとします。

(スポーツ施設の整備)

第12条 市は、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講ずるものとします。

(スポーツ財産の活用)

第13条 市は、本市のスポーツ財産の効果的及び効率的な活用を図るものとします。

(スポーツ選手の育成)

第14条 市は、スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ関連団体と連携して、選手を育成するため必要な措置を講ずるものとします。

(指導者の養成)

第15条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実及び事故の防止を図るため、指導者の養成、その資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとします。

(審議会)

第16条 市は、スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価を行うため、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)を設置するものとします。

(取り組みの検証及び評価)

第17条 市は、審議会、市民等及びスポーツ関連団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づき取り組みの達成状況、実施効果等を検証及び評価し、これを公表するものとします。

(補則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日・2年)

No.	推薦団体		フリガナ 氏 名
	団体名	団体内役職等	
1	恵庭市スポーツ少年団本部	本部長	シヤマ ユカ 石 山 豊
2	恵庭市 老人クラブ連合会	副会長 保健体育部会長	ミネガキ イサミ 峯 垣 伊佐美
3	恵庭市 スポーツ推進委員協議会	会長	アベ ノブユキ 阿 部 信 行
4	北海道文教大学	人間科学部 こども発達学科 准教授	ヒラオカ ヒデキ 平 岡 英 樹
5	北海道ハイテクACアカデ ミー	クラブマネージャー	イグチ ミノリ 猪 口 実乃里
6	恵庭モルックの会		シオノ ムツミ 塩 野 睦 美
7	NPO法人 恵庭市スポーツ協会	総務課長	ヒラサワ ナミ 平 澤 奈 美
8	恵庭市校長会	研修部員	シダ カおり 吉 田 か お り



第2期 恵庭市運動・スポーツ推進計画
～健康・スポーツ コミュニティ えにわ～

発行：恵庭市保健福祉部健康スポーツ課
